

答 申 第 7 3 号  
平成 2 1 年 1 月 1 9 日  
(2009 年)

西 宮 市 長 様

西宮市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 中 山 正 隆

西宮市情報公開条例第 1 5 条第 2 項の規定  
に基づく諮問について ( 答 申 )

平成 2 0 年(2008 年) 9 月 2 4 日付で諮問のありました事案について、別紙のとおり答  
申します

# 答 申

## 第1 審査会の結論

「土地の地番図(土地使用図)」を非公開に、「生瀬地区特別緑地保全地区及び良元・生瀬地区近郊緑地特別保全地区に関して減価対象となっている土地がわかる資料(図面及び一覧)」を不存在とした処分は妥当である。

## 第2 異議申立人の主張要旨

### 1 異議申立ての趣旨

異議申立人は、平成20年4月18日に第1記載の公文書の公開を実施機関、(西宮市長：税務管理グループ)に請求したが、平成20年5月9日付けで実施機関から「土地の地番図(土地使用図)」(以下「本件文書1」という。)を「非公開」に、「生瀬地区特別緑地保全地区及び良元・生瀬地区近郊緑地特別保全地区に関して減価対象となっている土地がわかる資料(図面及び一覧)」(以下「本件文書2」という。)を不存在とする決定を受けた。

これに対し、異議申立人は決定を不服とし、平成20年6月26日異議申立てに及んだものである。

### 2 異議申立ての理由

異議申立人は、異議申立書及び意見書並びに意見陳述で概要、次のように主張している。

#### (1) 「本件文書1」

実施機関は、「本件文書1」は「課税に関する個人情報に記載されているものであり、西宮市情報公開条例(昭和61年西宮市条例第22号。以下「情報公開条例」という。)第6条第2号に該当します。」としているが、「本件文書1」には筆界及び地番しか記載されていないと推察され、「通常他人に知られたいと望むことが正当であると認められる個人に関する情報」に該当しない。また、納税者本人に見せられないのでは、課税内容が正しいかどうかも確認できず、課税内容は不透明なままである。

固定資産税評価額は、毎年4月の縦覧期間中は納税者に公開されており、公開されている評価額の基礎資料である土地の位置及び形状を図示したものが公開できないはずがない。

実施機関は、「土地の位置及び形状に関する情報源の管理を一切しておらず」と述べているが、不確かな「土地使用図」をもって、土地を評価し課税しているのであれば、「土地使用図」を市民に公開し、間違いを正すべきである。

実施機関は非公開理由書で地方税法第353条に定める質問検査権について述べているが、納税者に協力が得られない場合に質問検査の権限が付与されるものであり、任意に提供・提示されたものまで質問検査権を行使したとは言えない。

「本件文書1」がどのようなものであるか定かではないが、筆界及び地番以外に、個人情報に記載されていたとしても、その部分を除いて公開するべきであり、情報公開条例第7条第2項に規定された部分公開の検討もされていない。

実施機関の説明は、「課税資料だから非公開」と読み取れ、情報公開条例第6条第2号に該当するとしているが、「課税に関する個人情報」が具体的に何であるかを明らかにしていない。

「本件文書1」と他の市町村で閲覧に供されている図面との違いは不明であるが、大阪市は「地籍図」、神戸市は「地番参考図」としてインターネット上で公開している。

以上により、本件決定は、本来公開すべき情報を非公開とした点及び非公開情報が具体的に何であるかを明らかにしない点で、情報公開条例第1条に定める「市の諸活動を市民に説明する責任が全うされるようする」という目的を果たしておらず、原則公開という同条例の基本理念に背くものであり、不当な決定であるため、「本件文書1」を非公開として決定を取り消し、公開を求める。

## (2) 「本件文書2」

生瀬地区特別緑地保全地区及び良元・生瀬地区近郊緑地特別保全地区内に所在する土地の評価について、法及び評価基準の規定に従って評価するためには、その根拠となる文書又は資料が不可欠であり、減価対象となる土地を図示したものや対象土地の一覧表等、何かしらの文書または資料があつて当然であり、「不存在」であるということは到底考えられない。

### 第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、「本件文書1」を非公開に、「本件文書2」を不存在とした処分について、非公開とした理由書及び口頭での意見聴取において概要、次のように主張している。

#### 1 経過

(1) 平成20年4月18日、申立人は実施機関（西宮市長：税務管理グループ）に対して、情報公開条例第5条の規定に基づき、「本件文書1及び2」の公開請求を行った。

(2) 実施機関は、「本件文書1」を非公開に、「本件文書2」を不存在とする処分決

定を行い、平成20年5月9日付けで異議申立人に通知した。

- (3) 平成20年6月26日、申立人は、本件処分を不服として、情報公開条例第15条第1項の規定に基づき本件処分の取消しを求めて異議申立てを行った。

## 2 本件処分の理由等

### (1) 「本件文書1」

「本件文書1」には、土地の地番及び筆界によって固定資産税の認定状況が示されるものである。

固定資産税は、固定資産の所有者に課されるが、土地の所有者とは登記簿又は土地補充台帳に所有者として登記又は登録されている者（地方税法第343条第2項）とされているため、土地の地番を登記簿と照合することにより、納税義務者である個人が容易に識別できる。

固定資産税は固定資産評価基準によって、固定資産の価格を決定しなければならない（地方税法第403条第1項）とされ、西宮市においては、固定資産評価基準の運用に当たり、固定資産評価基準及び総務省からの通知等に基づいて作成した西宮市土地評価要領により評価を行うこととしている。固定資産評価基準及び西宮市土地評価要領は容易に入手できるものであるため、筆界を観察することにより、固定資産税に係る認定状況（課税上の画地認定状況及び間口・奥行距離等の評価算定のために必要な情報。以下「認定状況」という。）が判明する。

認定状況は、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる個人に関する情報であり、「本件文書1」を読み取ることにより、特定の個人に関する認定状況が判明するため、非公開としたものである。

固定資産税評価のために所有者等から得た情報は、基本的には非公開とすることを前提に収集したものであり、「本件文書1」にはこの非公開とすべき情報が図示されている。

「本件文書1」は非公開を前提に整備を行ったため、土地の位置及び形状に関する情報源の管理を一切しておらず、地積測量図等の公知情報により課税認定を行い、これに基づき整備した部分と上記の非公開とすべき情報により整備した部分との区別が現実的には不可能である。

「本件文書1」に図示されている上記の非公開とすべき情報の個々の部分に通常他人に知られたくない秘密に該当しない部分が含まれているとしても、税に関する申告内容は、その内容又は部分の如何を問わず他人に知られたくない秘密に該当するため、これは非公開に該当する。また、非公開を前提に収集した情報を公開又は推認させることは、信義則にも反することとなる。

「本件文書 1」から以下の情報が推認される。

ア 土地の位置から課税地目・非課税の情報、位置及び形状から評価額・課税標準額

イ 筆界の記載が無い場合は、筆界が特定できない土地であること

ウ 地番の記載が無い場合は、課税台帳に登録されていない又は位置が特定できないことの情報

公表されている公図等から知り得る情報は秘密には該当しないが、「本件文書 1」には異なる部分が含まれており、知り得ない情報が確認できる。また、「本件文書 1」は認定状況を示した図面であるため、公開することにより、認定状況も知り得る状態になる

(2) 「本件文書 2」

特別緑地保全地区内の土地の評価は、異議申立書のとおり固定資産評価基準の「特別緑地保全地区内の土地の評価」に基づき評価している。異議申立人は、減価対象となる土地を図示したものや、対象土地の一覧等、何かしらの文書又は資料があって当然と主張しているが、西宮市では、一定の補正を適用すべき土地を示した図面又は一覧表により評価調書を作成するのではなく、西宮市都市計画概要図を用い、一筆毎に各種補正の適用の可否を判断し、価格決定を行うので、図面又は一覧表は作成していない。

よって、「本件文書 2」は不存在である。

#### 第 4 審査会の判断

本件請求に関わる異議申立てについての本審査会の判断は、以下のとおりである。

##### 1 本件対象公文書

本件審査で対象とする公文書は、第 2 - 1 に記載した「本件文書 1」及び「本件文書 2」である。

##### 2 非公開決定に対する検討と判断

###### (1) 「本件文書 1」

公文書の特定について

異議申立人の請求は、「固定資産税課税のために西宮市が保有し組織的に用いている土地の地番図またはこれに類する図面」となっており、実施機関が公開対象公文書として特定し、非公開の決定を行った「土地使用図」が、異議申立人が請求した公文書であるかの検討を行った。

ア 本審査会において、異議申立人が「多くの市町村で閲覧に供され、大阪市は「地籍図」、神戸市は「地番参考図」としてインターネット上で公開してい

る。」と意見を述べている地番を記載した図面について調査した結果、これらはいずれも課税資料そのものではなく、公開を前提とした参考図であることが認められる。

イ 西宮市は、上記アのような公開を前提とした地籍図、地番参考図等は保有しておらず、異議申立人が希望する「固定資産税課税のために西宮市が保有し組織的に用いている土地の地番図またはこれに類する図面」は、「土地使用図」のみであるため、公開対象文書を「土地使用図」と特定したもので、この点は是認できる。

#### 公開の可否についての検討

ア 異議申立人は「土地使用図」が不確かなものであれば、間違いを正すためにも公開すべきであると主張している点について、実施機関に説明を求め、確認した結果、「土地使用図」は、1 / 500スケールで作成された正確な図面で、土地の評価額・課税標準額を算出するために必要な位置・間口・奥行き等の距離情報が容易に判明するものであることが確認された。

イ 異議申立人は非公開情報がある場合は情報公開条例第7条第2項による部分公開とするべきであると主張している点について検討する。

「土地使用図」には土地の評価額・課税標準額を算出するための情報が記載されており（記載されていないこともあり、これも個人情報となる。）当該土地のみを取り出し、隣接地を含む近隣土地記載情報を黒塗りする等の方法で削除したとすると、当該土地の位置関係が不明となり、評価額が算定できないものとなり、結局近隣土地の情報が必要となるものである。従って、情報公開条例第7条第2項の「公開請求の趣旨を損なわない程度に分離」することは困難であると判断される。

ウ 異議申立人は、実施機関が非公開理由として地方税法第353条に定める質問検査権に基づく情報収集であるとの説明に対して、質問検査権の行使ではないとの主張について、すべてが質問検査権の行使の結果得られた情報ではないが、実施機関の主張するとおり、固定資産税評価のために所有者等から得た情報は、非公開を前提に収集したものと認められる。

エ 異議申立人の、縦覧を終えたものは公表されたものであり、公開すべきであるとの主張については、固定資産税評価額の縦覧制度は、当該不動産所有者に対して期間及び対象者を限定して評価額等を閲覧に供する地方税法に基づく制度であり、何人に対しても公開を原則とする情報公開制度とは趣旨を異にするものであり、公開に際しては、改めて情報公開条例に則して可否の判断をすべきである。

オ 以上の結果、固定資産税評価額及び課税標準額は、個人の財産に関する情報であり、「通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる個人に関する情報」であることから、これを容易に推認できる「土地使用図」を非公開とした決定は妥当であると判断する。

(2) 「本件文書 2」

生瀬地区特別緑地保全地区及び良元・生瀬地区近郊緑地特別保全地区の評価計算は、先に異議申立人に提供した「西宮市都市計画概要図」を用い、一筆ごとに各種補正の適用の要否を判断し、価格決定を行っているとの実施機関の説明は、合理性があり、減価対象となる土地を図示した資料等が存在しないことについては疑う余地がない。

よって、「本件文書 2」を不存在とした処分は妥当であると判断する。

## 第 5 結 論

以上の理由により、本審査会は「第 1 審査会の結論」のように答申する。  
なお、審査の経過は別紙のとおりである。

## 別紙

## 審 査 の 経 過

年 月 日	審 査 会	経 過
平成20年9月24日		諮問書を受領
平成20年10月27日	第152回審査会	実施機関から意見聴取
平成20年11月18日		異議申立人の意見書を受領
平成20年11月25日	第153回審査会	異議申立人の意見聴取
平成21年1月19日	第154回審査会	答申案の検討審議
平成21年1月19日	第154回審査会	答 申